

NATO の国際法上の地位の変遷

NATO's Transformation in International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

〈目次〉

- 【I】序文
- 【II】「新戦略概念」採択後の活動の概要
- 【III】国際法上の問題点
- 【IV】結語
- 《References》
- 【参考図表】

【I】序文

第2次大戦中から、米・英・ソ・中を中心に進められていた国連設立構想に対して、米州諸国家から国連不要論が沸き起こった。彼らは第2次大戦後に相互同盟条約を締結することを約束し、普遍的な国際機構は地域防衛に無用と考えたのである。アメリカのルーズベルト Franklin Delano Roosevelt (1882～1945) 大統領は地域的取極や地域機関が国連と両立することを示すために、国連憲章 § 51 に集団的自衛権の規定を入れて米州諸国家の国連への加入を促した。⁽¹⁾ 戦後、この集団的自衛権に基づいて以下のような地域的取極や地域機関が出現した。⁽²⁾

- ① 米州相互援助条約 (1947. 9. 2 署名, 1948. 12. 3 発効) とそれに基づく米州機構
- ② 西欧ブリュッセル条約 (1948. 3. 17 署名, 1948. 8. 25 発効)
- ③ 北大西洋条約 (1949. 4. 4 署名, 1949. 8. 24 発効) とそれに基づく北大西洋条約機構 NATO
- ④ オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ3国間アンザス条約 (1951. 9. 1 署名, 1952. 4. 29 発効)
- ⑤ 旧日米安保条約 (1951. 9. 8 署名, 1952.4. 28 発効, 1960. 6. 23 新安保条約発効に伴い失効)
- ⑥ 米韓相互防衛条約 (1953. 10. 1 署名, 1954.11. 17 発効)
- ⑦ 東南アジア集団防衛条約 (1954. 9. 8 署名, 1955.2. 19 発効)
- ⑧ ワルシャワ条約 (1955. 5. 14 署名, 1955.6. 6 発効, 1991.7. 1 解散議定書署名) とそれに基づくワルシャワ条約機構

以上は主要な地域的取極や地域機関を成立順に時系列で列記したものであるが、その歴史の特徴はなんと言っても、冷戦の終結 (1989. 12) によって旧東側陣営のワルシャワ条約機構が消滅し、NATO が欧州内外の安全保障を担う機構として生き残り、時には国連安保理の機能不全を補う積極的な機構に変質している点にある。この史上唯一、半世紀以上続いた成功した軍事同盟としての NATO の変化を国際法の視点から分析したい。

そもそも、NATO の成立は第2次大戦後の東欧諸国の共産化によって東西対立が激化し、イギリス、フランス、ベネルッ

クス3国の間で西欧同盟のためのブリュッセル条約 (1948年) が締結されたことに端を発する。即ち、ブリュッセル条約の目的を達成するためには加盟5カ国の力量では不十分であったためアメリカの支援が必要であった。また、アメリカ上院も西欧防衛の必要を認識して、西欧防衛協力の意思を明確に宣言する決議 (1948. 6. 11 『バンデンバーグ決議』)⁽³⁾ を採択した。こうした両者の政治的意思の合致を背景として、米加2カ国と欧州10カ国によって北大西洋条約 (1949.4. 4 署名, 1949. 8. 24 発効) がワシントンで締結された。この条約の目的は、“民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配の上に築かれたその国民の自由、共同の遺産及び文明を擁護する safeguard freedom, common heritage and civilization of their peoples, founded on the principles of democracy, individual liberty and the rule of law” (前文第2項) ことであり、その手段として“一または二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなし)・・・個別的または集団的自衛権を行使(する) The Parties agree that an armed attack against one or more of them in Europe or North America shall be considered an attack against them all; and consequently they agree that, if such an armed attack occurs, each of them, in exercise of the right of individual or collective self-defense recognized by Article 51 of the Charter of the United Nations, will assist the Party or Parties so attacked by taking forthwith, individually and in concert with the other Parties, such action as it deems necessary, including the use of armed force, to restore and maintain the security of the North Atlantic area.” (§ 5) と定め、集団安全保障体制をとる趣旨を明らかにしている。

現在の同条約及び NATO の加盟国は 26 カ国に上っている (2006年9月現在)。その内訳は、西欧12カ国 (ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、イギリス)、東欧12カ国 (ギリシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、バルト3国、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、) 、そしてアメリカ大陸2カ国 (アメリカ合衆国、カナダ) である。なお、フランスは、1966年に NATO の軍事部門 (防衛計画委員会 Defense Planning Committee : DPC 及び核計画グループ Nuclear Planning Group : NPG) から脱退している。

法はある意味で時代の産物である。NATOも例外ではない。第2次大戦後の東西対立を背景として、西側の軍事同盟として出発した。然し、実定法は時代の推移とともに常に古くなる宿命を背負っている。現実には適合しなくなった法は改正されたり、新法が制定されたりする。NATOも冷戦の終結(1989年12月)に伴い、時代に適合すべく変質を迫られた。1990年代からNATOは時代の変化に対応して自らの国際機構としての有効性を維持すべく努力している。この現象は、北大西洋条約を経ないで行われており、同条約の解釈及び運用の変更をもたらしており、同条約の変遷 transition⁽⁴⁾と呼ぶに適切な程度に達し

ている。他方、同条約が創設したNATOの組織は時代の変化に対応してたびたび改編・拡充しており、NATOの変質 transformationと呼ぶにふさわしい規模に達している。したがって、法の変遷 transitionと法制度の変質 transformationは相関関係にあり、概念として実質的に同義または重複している。本稿のタイトルである“NATOの国際法上の地位の変遷”という“変遷”の英訳語にも、transitionの意味を兼ねてtransformationを使用した。法制度の変質 transformationの背後または根底で法の変遷 transitionが成立していると言ってもいい。

(注)

- (1) 加藤俊作著「国際連合成立史」有信堂刊2000, esp. pp. 99～100.
- (2) 地域的取極や地域機関の評価について難しい面もあるが、田中明彦教授が「戦後国際政治の基本文書」のタイトルの下にデータ＝ベースを作成し、時系列で整理しておられる。Cf. <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/indices/docs/index.html>
- (3) [Title] The Vandenberg Resolution (Senate Resolution 239)
[Place]
[Date] June 11, 1948
[Source] Congressional Record, Vol.94, Pt.12-1, pp.7970-7971.
[Notes]
[Full text]
Whereas peace with justice and the defense of human rights and fundamental freedoms require international cooperation through more effective use of the United Nations: Therefore be it Resolved, That the Senate reaffirm the policy of the United States to achieve international peace and security through the United Nations so that armed force shall not be used except in the common interest, and that the President be advised of the sense of the Senate that this Government, by constitutional process, should particularly pursue the following objectives within the United Nations Charter:
(1) Voluntary agreement to remove the veto from all questions involving pacific settlements of international disputes and situations, and from the admission of new members.
(2) Progressive development of regional and other collective arrangements for individual and collective self-defense in accordance with the purposes, principles, and provisions of the Charter.
(3) Association of the United States, by constitutional pro-

cess, with such regional and other collective arrangements as are based on continuous and effective self-help and mutual aid, and as affect its national security.

(4) Contributing to the maintenance of peace by making clear its determination to exercise the right of individual or collective self-defense under article 51 should any armed attack occur affecting its national security.

(5) Maximum efforts to obtain agreements to provide the United Nations with armed forces as provided by the Charter, and to obtain agreement among member nations upon universal regulation and reduction of armaments under adequate and dependable guaranty against violation.

(6) If necessary, after adequate effort toward strengthening the United Nations, review of the Charter at an appropriate time by a general conference called under article 109 or by the General Assembly. (<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19480611.O1E.html>)

- (4) “ドイツの代表的公法学者ゲオルグ・イェリネック Georg Jellinekは、1906年の有名な著書『憲法の改正と憲法の変遷 Verfassungsaenderung und Verfassungswandlung』で、両者を区別し、憲法の改正とは、変更する意図を持った行為によって、成典憲法の成文を改めることであり、憲法の変遷とは、憲法の成文は、形式的には変えないでにおいて一変えようという意図なしで一事実によって憲法を変更させることである、といっている”(清宮四郎『憲法I』有斐閣刊1972, p. 380)。ここでは、憲法の変遷について論じられているが、変遷の法理は憲法に限られず、国内法と国際法を含めた法一般の理論であると解してよからう。因みに、今日のアメリカ法学を代表するBLACK'S LAW DICTIONARY (8th edition)では、変遷 transitionについて、‘The transition is often the term “comprising”, “having”, “including”, “consisting of”, or “consisting essentially of”.’ (p. 1537)という説明を与えている。

【II】「新戦略概念」採択後の活動の概要

NATOの変遷または変質が顕著になるのは、冷戦終結(1989. 12)を契機としてである。まず、1991年11月のNATOローマ首脳会議で1995年までの欧州通常戦力CFE条約の履行及びソ連軍の東欧地域からの撤退を前提に、NATOの活動方針を示す「戦略概念 The new Strategy Concept」が採択された。更に、1999年4月25日、NATOのワシントン首脳会議は時代の変化に対応したNATOの活動方針を「新戦略概念 The Alliance's Strategic Concept」として採択した⁽⁵⁾。「新戦略概念」では、政治的及び軍事的手段によって加盟国の自由と安全を確保するという集団防衛を基本的目的として維持

しつつ、1991年の「戦略概念」にはなかった新たな2つの任務(紛争予防及び危機対応策を含む危機管理への貢献、欧州・大西洋地域内の他国とのパートナーシップ・協力・対話の推進)を付加している。「戦略概念」と「新戦略概念」、とりわけ、後者は、時代に即応してNATO及びNATO軍が変質し変遷することを公式に宣言した組織文書であるとともに、内容的に国際社会に対する約束を表明している点で一定の対世的効力 erga omnes⁽⁶⁾を取得している。ここでは、NATOの変質・変遷が顕著化する「新戦略概念」採択後のNATOの活動を時系列で跡付けておきたい。

- 1 1999. 3. 24・・・NATO軍によるユーゴ空爆開始(1999. 6. 20終了声明)⁽⁷⁾

- 2 1999. 5. 7 . . . NATO 軍がベオグラード Belgrade の中国大使館を誤爆して、死者 4 名、負傷者 20 名以上の被害が出る (1999. 12. 16 米中間で賠償問題が決着)。その後も、NATO 軍の誤爆はいたるところで発生することになる。
- 3 1999. 6. 24 . . . NATO のソラナ Javier Solana Madariaga (1942. 7. 14 ~) 事務局長と欧州連合軍 Allied Command Europe : ACE のクラーク Wesley Clark 最高司令官がユーゴのコソヴォ Kosovo 自治州の州都プリシュティナ Pristina を訪問。
- 4 1999. 8. 4 . . . NATO 大使級理事会はロバートソン George Robertson 英国防相を次期事務総長に決定した。ソラナ事務総長は初代の EU 外交問題上級代表に転出が内定。
- 5 1999. 9. 10 . . . コソヴォ平和履行部隊 KFOR のマイケル=ジャクソン司令官の後任として NATO 中欧軍司令部のクラウス=ラインハルト Klaus Reinhardt 司令官が指名されたことを NATO が発表。
- 6 1999. 9. 16 . . . NATO のクラーク欧州連合軍最高司令官はユーゴ空爆の成果が空爆終了時発表の推定値を下回ったことを公表。
- 7 1999. 10. 6 . . . ハビエル=ソラナが NATO 事務総長を退任。彼は EU 外交問題上級代表に就任 (1999. 10. 18)。
- 8 1999. 10. 14 . . . NATO のロバートソン新事務総長 (前イギリス国防相) が、ブリュッセルで記者会見し、NATO の防衛能力の向上が必要と強調。
- 9 1999. 11. 3 . . . NATO は米統合参謀本部副議長ジョゼフ=ラルストン Joseph Ralston 大将 (55) をクラーク欧州連合軍最高司令官の後任に正式指名 (就任は 2000 年 5 月)。
- 10 1999. 12. 15 . . . NATO 外相理事会が、EU 首脳会議で創設が合意された緊急展開部隊を歓迎する意向を表明し、チェチェン問題でロシアを非難する声明を採択した。
- 11 2000. 1. 28 . . . NATO 大使級理事会は、コソヴォ平和履行部隊 KFOR の指揮権を独仏など 5 カ国で構成する欧州合同軍 (本部: ストラスブール) に移管することを発表。EU の独自の安保体制構築に向けた動きの一環と考えられる。
- 12 2000. 2. 16 . . . NATO のロバートソン事務総長はプーチン大統領代行らロシア政府指導部と会談し、ユーゴ空爆以来ロシア側から凍結されていた関係の回復を合意した。
- 13 2000. 2. 17 . . . NATO と西欧同盟 WEU (EU 加盟 10 カ国で構成) との初の合同訓練が 1 週間の日程で始まる。
- 14 2000. 2. 25 . . . コソヴォ平和履行部隊 KFOR のスポークスマンは NATO がコソヴォ州で 3 月に予定している演習のため約 2000 名の兵力を追加派兵すると発表。
- 15 2000. 3. 15 . . . NATO 大使級理事会は、コソヴォ州での民族抗争の拡大を防止するため KFOR の増員を承認した。
- 16 2000. 6. 2 . . . 旧ユーゴ国際戦犯法廷のデルポンテ Carla del Ponte (1947. 2. 9 ~) 首席検事は国連安保理の公開協議に出席し、NATO 軍によるユーゴ空爆について戦争犯罪に当たるとの主張について、調査を開始するだけの根拠がないと声明した。
- 17 2000. 6. 6 . . . アムネスティ=インターナショナル Amnesty International (本部: ロンドン) が NATO の前年のユーゴ空爆が民間施設や文民への攻撃を禁じたジュネーブ条約に違反するとの報告書を公表。
- 18 2000. 6. 8 . . . NATO 国防相会議が 2006 年度までの加盟国の防衛力強化案を盛り込んだ「兵力目標」を採択。
- 19 2000. 6. 21 . . . 国連安保理は、ボスニア=ヘルツェゴビナに展開している NATO 主導の平和安定化部隊 SFOR について、更に 12 ヶ月の駐留継続を承認した (賛成 14, 反対 0, 棄権 1 = ロシア)。
- 20 2000. 9. 19 . . . NATO と EU はブリュッセルで初の大使級会合を開催し、NATO が保有する軍事機密を含む重要情報の交換方法など今後の具体的課題について協議した。
- 21 2000. 12. 15 . . . NATO 外相理事会は EU が創設を予定する緊急対応部隊への協力について協議したが、EU 非加盟国のトルコが NATO による装備・戦略立案権の供与を拒否したため、合意は先送りになった。
- 22 2001. 1. 3 . . . イタリアのアマト Giuliano Amato (1938. 5. 13 ~) 首相が NATO に対して、イタリア出身の兵士がボスニア=ヘルツェゴビナとコソヴォに派遣されて白血病で死亡した事実につき劣化ウラン弾の使用について説明を求めたいと語った。これに対して、NATO の政治委員会が劣化ウラン弾使用と欧州各国派遣兵士の白血病や癌による死亡との因果関係についてブリュッセルの本部で意見交換した (2001. 1. 9)。
- 23 2001. 1. 9 . . . アメリカのオルブライト Madeleine Albright (1937. 5. 15 ~) 国務長官がバルカン半島で活動した兵士の病死や健康被害と劣化ウラン弾との因果関係は証明されていないと主張。
- 24 2001. 1. 10 . . . フランスのアラン=リシャール国防相は国民議会 (下院) で NATO での劣化ウラン弾使用中止を求める意見には同調しないと表明。
- 25 2001. 1. 12 . . . ギリシアのツォハツォプロス国防相は、コソヴォ駐留の平和維持部隊に参加しているギリシア兵で劣化ウラン弾の影響を心配する者は帰国して良いと語った。
- 26 2001. 1. 17 . . . EU の欧州議会が NATO に対して劣化ウラン弾の使用を一時中止するよう求める決議を採択。
- 27 2001. 3. 12 . . . NATO 主導のコソヴォ平和履行部隊 KFOR のビジョズ最高司令官 (イタリア軍中將) は、セルビア共和国南部の非武装地帯にユーゴ治安部隊の再展開を認める協定締結でユーゴ政府と最終合意に達したと発表。ユーゴ部隊の非武装地帯入りは 2001.3. 14。
- 28 2001. 3. 21 . . . NATO の欧州連合軍最高司令官は KFOR の 1000 人規模の増強を加盟国に要請した。同日、アメリカのラムズフェルド Donald Rumsfeld (1932. 7. 9 ~) 国防長官はこの要請に応える計画はないと述べた。
- 29 2001. 4. 24 . . . セルビア南部に接するコソヴォ自治州境の非武装地帯で、NATO 軍所属の無人偵察機がアルバニア系武装組織によって撃墜された。
- 30 2001. 5. 29 . . . NATO の外相理事会がブタペストで開催され、マケドニア情勢の早期解決を目指す方針で一致した。また、アメリカのブッシュ George Walker Bush (1946. 7. 6 ~) 大統領が 5 月に提案したミサイル防衛網配備計画についても同盟諸国と協議を続けることで合意した。
- 31 2001. 5. 30 . . . NATO と EU の合同外相会議がブタペストで開催され、2003 年をめどに EU が創設する「緊急対応部隊」に NATO がどういった協力をするか協議を継続す

- ることで合意した。
- 32 2001. 6. 13・・・アメリカのブッシュ大統領がNATO本部を訪問。これを期にNATOの非公式首脳会議が開催され、フランスのシラク Jacques Chirac (1932. 11. 29～) 大統領が弾道弾迎撃ミサイル ABM 制限条約の堅持を主張した。ブッシュ大統領は会議後の記者会見で、ミサイル防衛網の早期配備の方針を示した。
- 33 2001. 6. 27・・・在ルーマニア米大使館がNATOの新規加盟の有力国であるルーマニアの軍備増強のため同国に約1700万ドルを資金援助すると発表。
- 34 2001. 8. 15・・・NATOの大使級理事会はマケドニア情勢の安定化に向け、400人の英軍兵士を首都スコピエに派遣する方針で合意した。第1陣は17日に首都に到着した。
- 35 2001. 8. 21・・・NATOの大使級理事会がマケドニアの安定化のために先に派遣した先遣隊に続き、アルバニア系武装組織の武装解除に伴う武器回収のために3500人規模の部隊を派遣する方針で一致した。NATO本体のマケドニア入りは翌日開始。
- 36 2001. 8. 23・・・ユーゴ連邦政府がNATO軍に対してユーゴ領土の通過を原則的に認める閣議決定を行った。ユーゴがNATO部隊の領土使用を認めたのはこれが始めて。
- 37 2001. 8. 24・・・マケドニアに展開中のNATO軍はアルバニア系武装組織、民族解放軍NLAと協議し、NLAがNATOに引き渡す武器の数量で合意した。武器回収着手は2001. 8. 27。
- 38 2001. 8. 30・・・NATO当局者が、マケドニアで進めている武器回収について9月26日に終了する予定であり期間を延長するつもりはないと述べた。
- 39 2001. 9. 12・・・NATOはブリュッセルの本部で大使級会議を開催し、前日のアメリカの同時多発テロを協議し、外国からの攻撃と判明したときNATO条約§5の集団的自衛権発動の対象になるとの見解で一致した。集団的自衛権の発動が決定されれば1949年のNATO創設以来、はじめてのケースとなる。
- 40 2001. 9. 26・・・NATOの非公式国防相会議で、9・11事件について外国の組織の犯行の可能性が高いとして集団的自衛権発動の条件が整ったとの見解で事実上合意した。
- 41 2001. 10. 2・・・NATOの臨時大使級理事会で、ロバートソン事務総長は9・11事件にウサマ=ビン=ラディン Osama Bin Laden (1957. 7. 28 or 30～) が関与している証拠をアメリカが示したことを明らかにした。
- 42 2001. 10. 24・・・ボスニア=ヘルツェゴビナに駐留するNATO主導の平和安定化部隊SFORのスポークスマンが、同部隊によってボスニア内のテロ組織が壊滅させられたと発表。
- 43 2001. 11. 26・・・同日発売のドイツの週刊誌によると、NATOの欧州側主要国である英独仏はアフガニスタンへ米軍支援の地上軍を派遣するには国連の明確な派遣要請が最低限の条件になることで3カ国の意見が一致したとシャーピング・ドイツ国防相が同誌に語ったという。
- 44 2001. 12. 20・・・安保理は決議1386でアフガニスタンのカブールへの多国籍軍(国際治安支援部隊ISAF)派遣を全会一致で承認した。
- 45 2002. 1. 8・・・アフガニスタンの国際治安支援部隊ISAFに参加するドイツ連邦軍兵士の第1陣約70名がNATO軍の資格で西部ケルンの空軍基地を出発。オランダ軍兵士30名と合流してトルコ経由でアフガンの首都カブールに入る(2002. 1. 9)。
- 46 2002. 2. 8・・・スペイン西部のカセレスで開催されたEUの非公式外相理事会は、NATO軍によるマケドニア平和維持活動を引き継ぐ問題を検討し、欧州独自部隊を展開する方針で大筋合意に達した。
- 47 2002. 2. 18・・・NATO大使級理事会は、マケドニアに派遣しているNATO部隊の駐留期間を更に3ヶ月間延長することで合意した。
- 48 2002. 3. 6・・・NATO加盟15カ国と加盟候補12カ国から計約25000名が参加したバルト海でのNATO軍事演習でドイツ兵2名が強風でフリゲート艦から海に投げ出され死亡した。
- 49 2002. 3. 25・・・NATO加盟を目指す東欧10カ国の首脳会議がルーマニアの首都ブカレストで開催され、アメリカのブッシュ大統領が激励のメッセージを送った。
- 50 2002. 5. 10・・・NATOがバルカン半島に駐留するNATO主導部隊の規模縮小を決定したと発表。規模縮小は1年かけて実施するという。
- 51 2002. 5. 14・・・レイキャビクでのNATO外相理事会がクロアチアをNATO加盟候補国とすることで合意。
- 52 2002. 5. 23・・・国連安保理は決議1413で、アフガニスタンの国際治安支援部隊ISAFの駐留期限を6月20日から更に6ヶ月延長した。
- 53 2002. 5. 28・・・NATO・ロシア理事会が発足。同理事会は戦域ミサイル防衛TMDについて協議するがNATOの行動や決定に対してロシアが拒否権を持たないことになっている。
- 54 2002. 6. 6・・・NATO国防省理事会がブリュッセルのNATO本部で開催され、テロや大量破壊兵器による攻撃に対応するため軍の装備近代化や指揮系統の見直しを行うことで合意した。
- 55 2002. 6. 14・・・NATOのロバートソン事務総長は、ウィーンでの安全保障に関する会議で演説し、11月のプラハでの首脳会議で対テロ防衛のための包括的な新軍事概念を採択すると言明。
- 56 2002. 7. 1・・・NATOの緊急会合は、ボスニア=ヘルツェゴビナに駐留しているNATO主体の平和安定化部隊SFORについて活動を継続することで一致した。アメリカは前日(2002.6.30)SFOR及び国連ボスニア派遣団UNMIBHの派遣延長について安保理で拒否権を発動していたが、NATOは「SFORはNATOとボスニア当局の合意に基づいており、国連決議に影響されない」ことを確認した。
- 57 2002. 7. 9・・・NATO主体のSFORが1992～93にかけてボスニアでイスラム教徒女性に対する集団暴行に関与したとして旧ユーゴ国際戦犯法廷に起訴されているセルビア人のラドバン=スタンコビッチ被告(33歳)を逮捕した。
- 58 2002. 7. 17・・・アメリカを公式訪問しているポーランドのアレクサンダー=クワシニエフスキ Aleksander Kwasniewski 大統領がブッシュ米大統領と会談し、軍事・経済協力を拡大し、テロとの戦いで協力し、NATOを強化することで意見が一致した。
- 59 2002. 8. 22・・・同日付の英紙フィナンシャル=タイムズ紙によれば、アメリカのピエール=リチャード=プロス

- パー戦争犯罪担当大使は、アメリカが各国に求める国際刑事裁判所 ICC への米兵引渡し拒否に関する 2 国間協定の締結が中東諸国の NATO 加盟の条件になると語った。
- 60 2002. 9. 24 . . . NATO の非公式国防相会議がワルシャワで開催され、アメリカのラムズフェルド国防長官が NATO の緊急展開能力向上のために「即応部隊」を創設することを提案し加盟各国がこれに同意したので、計画の細部をつめることで一致した。
- 61 2002. 9. 25 . . . 前日からの NATO の非公式国防相会議が終わったあとと記者会見したアメリカのラムズフェルド国防長官はアメリカがイラクを武力攻撃した場合の欧州諸国からの支援に自信を見せた。
- 62 2002. 11. 4 . . . ドイツのシュレーダー Gerhard Schroeder (1944. 4. 7 ~) 首相が NATO のロバートソン事務総長と会談したあとの記者会見で、アメリカが先に提案した「即応部隊」の創設について「原則として目的にかなった正しいもの」との理解を示した。
- 63 2002. 11. 21 . . . NATO 首脳会議がプラハで開催され、イラクの大量破壊兵器査察をめぐる国連安保理決議履行を支援するため、「NATO は結束して効果的な行動をとる」とする共同声明を採択。又、バルト海から黒海沿岸にいたる中・東欧 7 カ国の新規加盟を承認し、東方拡大や NATO 軍の包括的能力向上策を盛り込んだ「プラハ宣言」を採択した。
- 64 2002. 11. 27 . . . ドイツのシュレーダー首相は、アメリカが要請しているイラク攻撃の際の支援について、米軍や NATO 軍のドイツ領空の通過に加え、兵員の移動、医療施設などの駐独米軍施設の使用を認める方針を表明。同日、国連安保理は、アフガニスタンの国際治安支援部隊 ISAF の駐留を 12 月 21 日から 1 年間延長する決議を全会一致で採択。
- 65 2002. 12. 11 . . . ドイツのシュレーダー首相は公共放送 ARD の番組で、アメリカがイラク攻撃に際し NATO が配備する空中警戒管制機 AWACS の派遣を求めている問題について、「同盟国としての義務は履行する」と述べて NATO 域内を条件に派遣を容認する考えを示した。
- 66 2002. 12. 16 . . . NATO と EU はブリュッセルの NATO 本部で合同会議を開き、EU が 2003 年中に創設する緊急対応部隊 European Union Force : EUFOR を NATO が支援することで合意した。
- 67 2002. 12. 20 . . . ユーゴのスビラノビッチ外相は NATO のロバートソン事務総長とユーゴ領空を NATO 軍に開放する覚書を交わした。
- 68 2003. 1. 15 . . . NATO の大使級会合がブリュッセルで開催され、イラク攻撃の準備を進めるアメリカが開戦時の支援を NATO 諸国に正式に要請した。ただし、NATO は態度を保留した。
- 69 2003. 1. 22 . . . NATO は大使級会合を開き、アメリカが NATO に要請したイラク戦での後方支援活動について協議したが結論は出なかった。同日、アメリカのラムズフェルド国防長官は、外国人記者団と会見し、独仏が対イラク戦に反対姿勢を示している点について、「両国は古い欧州だ。NATO 全体を見回した場合、重心は東に移りつつある」と述べ、不快感を示した。
- 70 2003. 2. 5 . . . NATO 加盟を目指している東欧 10 カ国外相は、アメリカのパウエル國務長官による国連安保理での機密情報開示で「イラクの安保理決議違反が明白になった」としてアメリカの対イラク姿勢を支持する方針を共同声明で発表した。
- 71 2003. 2. 6 . . . NATO の大使級会合で、独・仏・ベルギーはイラク攻撃の際の支援をアメリカが要請している問題で、開戦を前提とした支援決定に反対した。これを受け、ロバートソン事務総長は、NATO 加盟国のトルコをイラクの脅威から守る分野などでの支援策を認めるよう 3 国に要求。自らの権限で 10 日までに反対表明がなければ決定する手続を採った。
- 72 2003. 2. 10 . . . 独・仏・ベルギーはアメリカが対イラク戦に備えて NATO に要求したトルコ防衛計画策定に反対する意向を示した。これを受け、イラクからの攻撃を恐れるトルコが NATO 条約 § 4 に基づく協議を要請、同日、NATO は緊急会合を開いたが、3 カ国の姿勢は変わらず結論は出なかった。
- 73 2003. 2. 16 . . . 対イラク戦に備えてトルコ防衛支援計画策定をアメリカが NATO に要求し、独・仏・ベルギーがこれに反対していた問題で、フランスを除く NATO 加盟 18 カ国は計画策定で合意した。然し、当該 3 国は「外交努力は尽くされておらず、武力行使は最後の手段」との従来の方針を再確認する共同宣言を発表した。
- 74 2003. 3. 3 . . . NATO はベルギー南部のモンスの司令部で開いた会議で、トルコ防衛策に関連して追加支援を検討したが結論は出ず、継続協議とされた。
- 75 2003. 3. 11 . . . EU と NATO は、ブリュッセルの NATO 本部で会合を開き、マケドニアでの NATO 主体の平和維持活動について EU が同月中に引き継ぐことで合意した。
- 76 2003. 3. 14 . . . EU と NATO は、EU が行う平和維持活動を NATO が支援するための安全保障関係の情報交換を約した合意文書に署名した。
- 77 2003. 3. 20 . . . 米英軍のイラク攻撃開始を受けて、NATO は緊急の大使級理事会を開催し、同盟国トルコが攻撃された場合、NATO 条約に基づいて防衛する方針を確認した。NATO はトルコに要請されて、空中警戒管制機 AWACS を派遣し、迎撃ミサイル「パトリオット」を同国に配備している。
- 78 2003. 3. 23 . . . 2004 年に EU と NATO への新規加盟を予定しているスロベニアで加盟の是非を問う国民投票が行われ、即日開票の結果、それぞれ賛成多数で承認された。
- 79 2003. 3. 25 . . . トルコのユズムジュ NATO 大使が EU のブローディ Romano Prodi (1939. 8. 9 ~) 欧州委員長と会談し、トルコとしてはイラク北部のクルド人支配地域に派兵するつもりがないことを伝えた。
- 80 2003. 3. 26 . . . 2004 年に NATO へ新規加盟を認められた東欧 7 カ国 (スロバキア・スロベニア・ブルガリア・ルーマニア・エストニア・ラトビア・リトアニア) の加盟議定書調印式がブリュッセルの NATO 本部で行われた。
- 81 2003. 3. 31 . . . EU が NATO から、マケドニアでの平和維持活動の指揮権を引き継いだ。EU が独自に部隊を派遣し平和維持活動に当たるのはこれが最初である。
- 82 2003. 4. 3 . . . EU と NATO の合同外相会議がブリュッセルの NATO 本部で開催され、イラクの戦後処理問題などを協議した。イラク危機で冷却化した NATO の結束

- を確認し、戦後復興で国連を含めた国際社会が役割を果たすべきとの認識で一致。ただ、国連の具体的な役割や、アメリカが求める平和維持活動へのNATOの参加は今後の課題になった。
- 83 2003. 4. 16 . . . NATOは、アフガニスタンに展開している国際治安支援部隊の指揮をこの年の夏から執ることを決定した。NATOにとって史上初の域外任務になる。同日、NATOは、イラクのフセイン政権崩壊を受け、トルコ防衛を支援する任務を終了させることを決めた。
- 84 2003. 5. 8 . . . アメリカ上院は中・東欧7カ国のNATO加盟を賛成96、反対0の全会一致で承認した。ブッシュ大統領はこれを歓迎し、他のNATO加盟国にも早期承認を求めた。
- 85 2003. 5. 21 . . . NATOの大使級理事会が、戦後イラクの安定を担う多国籍部隊を指揮するポーランドを支援することを決定。
- 86 2003. 6. 3 . . . スペインのマドリードで開かれたNATO外相理事会は、戦後イラクの安定のための多国籍部隊を夏から率いるポーランドを支援する方針を盛り込んだ声明を採択した。声明では、「大西洋をはさんだ安全保障の協力は重要」として、イラク戦争で悪化したNATOの結束を確認している。
- 87 2003. 6. 12 . . . NATO国防相理事会は、冷戦後の新たな脅威であるテロなどに機動的に対応するため、主要な司令部を現在の20から11に削減することを盛り込んだ軍事機構再編案を承認した。
- 88 2003. 6. 25 . . . NATO欧州連合軍最高司令部は、アフガニスタンに展開している国際治安支援部隊ISAFの指揮権がNATOに移管されるのに伴い、ドイツ軍のゲッツ＝グリーマーロード中將をISAF司令官に、カナダ軍のアンドルー＝レスリー少將を副司令官にそれぞれ任命したと発表した。
- 89 2003. 8. 11 . . . NATOがアフガニスタンに展開する国際治安支援部隊ISAFの指揮権を引き継いだ。NATO軍が非欧州地域に展開するのはこれが最初。
- 90 2003. 9. 18 . . . NATOは、アフガニスタンの首都カブールとその周辺地域で活動する国際治安支援部隊ISAFの地方展開を検討することで合意。
- 91 2003. 9. 22 . . . NATOの大使級理事会は、NATOの新事務総長にオランダ外相のヤープ＝デホープス＝ヘッフェル Jaap de Hoops Scheffer (1948. 4. 3～) を当てることで合意した。オランダ出身の事務総長は3人目。
- 92 2003. 10. 6 . . . NATOはアフガニスタンに派遣している国際治安支援部隊ISAFを治安が悪化している地方都市にも派遣することを決定した。
- 93 2003. 10. 13 . . . 国連安保理は公式会合を開催して、アフガニスタンの多国籍部隊、国際治安支援部隊ISAFの地方展開を承認する決議案を全会一致で承認した。
- 94 2003. 10. 15 . . . テロなどの新たな脅威に迅速に対応するためのNATO即応部隊 Response Forceの旗揚げ式がオランダ南部のブルンスムの北欧連合軍司令部で行われた。
- 95 2003. 10. 23 . . . ギリシア政府が、2004年度に開催されるアテネ五輪に経費がかさむことを理由に、NATOが要請していたアフガニスタンでの軍事支援を拒否。
- 96 2003. 10. 30 . . . ロシアのプーチン Vladimir V. Putin (1952. 10. 7～) 大統領はNATOのロバートソン事務総長とクレムリンで会談し、NATOとロシアの協力関係の進展を高く評価した。
- 97 2003. 12. 1 . . . NATOは大量破壊兵器の防御部隊の発足を宣言した。この部隊には英米など13カ国が参加し、NBC兵器の専門家160人以上を含む500人規模で成立したが、2004年7月には700人規模に拡大する。司令部はチェコに置かれる(2003. 12. 3)。
- 98 2003. 12. 4 . . . NATOのロバートソン事務総長は、外相会議終了後の記者会見で、イラクにおけるNATOの役割拡大が2004年6月の首脳会議で協議されるとの見通しを示した。
- 99 2004. 1. 5 . . . NATO事務総長に、前オランダ外相デホープス＝ヘッフェルが着任。
- 100 2004. 1. 30 . . . NATOのデホープス＝ヘッフェル事務総長は、ホワイトハウスでブッシュ大統領と会談したあと、イラクへの主権移譲後にNATOは同国で更に大きな役割を果たす用意があると述べた。
- 101 2004. 3. 18 . . . セルビア＝モンテネグロのコソヴォ自治州の情勢悪化を受けて、NATOの緊急大使級理事会が同自治州への追加派兵を正式に決定。
- 102 2004. 4. 2 . . . NATOが中・東欧7カ国加盟式典を開いた。又、26カ国体制発足後最初の外相理事会を開き同盟各国の結束をうたったテロ宣言を採択した。
- 103 2004. 4. 8 . . . NATOのデホープス＝ヘッフェル事務総長は、モスクワで記者会見し、NATOはロシアの利益を損なう形でバルト3国などの新規加盟国に軍事基地を設置することはないと表明した。
- 104 2004. 6. 10 . . . アメリカのブッシュ大統領がサミット閉幕後の記者会見で、主権移譲後のイラクの治安維持の責務と権限はイラク暫定政府にあり、NATOに派兵を求めるつもりはないと表明。
- 105 2004. 6. 27 . . . アメリカのブッシュ大統領がNATO首脳会議が開かれたイスタンブールでデホープス＝ヘッフェルNATO事務総長と会談。その後の記者会見で、「NATOが21世紀の脅威に対処できるよう任務を変更することを希望する」と述べ、対テロ戦争に効率的に対応するために機構改革を行うよう求めた。
- 106 2004. 6. 28 . . . NATO首脳会議がイスタンブールで開催され、イラク治安部隊の訓練支援を盛り込んだ声明を採択。そのほか、アフガニスタンの国際治安支援部隊ISAF要員を6500名から10000名に増員することや、ボスニア＝ヘルツェゴビナでの治安維持活動を年末までにEUに引き継ぐことも決定した。
- 107 2004. 7. 30 . . . NATOの大使級理事会が、イラク治安部隊の訓練を開始することで合意。訓練の指揮権をめぐる調整などの準備を兼ねた先遣隊を派遣することにした。これは治安部隊を多国籍軍の傘下に置くことを主張する米国に対し、アメリカ主導になることを恐れたフランスが反対していたからである。実際の訓練開始の着手は2004. 8. 18。
- 108 2004. 8. 9 . . . 独仏など欧州5カ国で構成する欧州合同軍がアフガニスタンの国際治安支援部隊ISAFの指揮権を継承。欧州合同軍は1992年に創設されNATOの緊急対応部隊といわれるが欧州域外の活動は始めて。
- 109 2004. 9. 17 . . . 国連安保理の公式会合で、アフガニスタンの国際治安支援部隊ISAFの任期を10月13日から1年延長する決議案を全会一致で採択。

- 110 2004. 11. 1 . . . NATO がノルウェー南部のスタバングルでイラク治安部隊の訓練を開始。NATO は6月にイラクの国内と国外に分けて同国部隊の訓練を実施することを決定していたが国外の実施はこれが最初。
- 111 2004. 12. 2 . . . NATO がボスニア＝ヘルツェゴビナで行ってきた治安維持活動の指揮権を EU が継承。これが、EU が担当する最初の大規模な治安活動になる。
- 112 2004. 12. 4 . . . NATO のデホープスヘッフェル事務総長がバグダードで記者会見し、イラク人将校を養成するため現地に軍事訓練学校を創設すると発表。
- 113 2005. 2. 10 . . . フランスのニースで開かれた NATO 国防相会議は NATO が行っているイラク人治安部隊の訓練について、イラク人将校を年間 1000 人養成する目標を早期に実現する方針を確認した。ロシアのイワノフ国防相は、ウクライナの NATO 加盟を容認する考えを示した。
- 114 2005. 2. 12 . . . ドイツのシュレーダー首相はミュンヘンでの安全保障会議で、イラク戦で亀裂が生じた米欧関係を再編し、NATO を改革する必要があると述べた。
- 115 2005. 2. 22 . . . アメリカのブッシュ大統領がブリュッセルの NATO 本部での首脳会議に出席。同会議では、イラクの復興支援に全加盟国が関与することを確認し、NATO の結束を示すことに成功した。
- 116 2005. 4. 21 . . . リトアニアでの NATO 非公式外相会議で、ウクライナの民主化を支援することで合意し、同国に行動計画を提示した。民主化に必要な諸改革を実施すればウクライナの NATO 加盟を認める趣旨であって、ウクライナの念願達成の道が開かれた。
- 117 2005. 5. 17 . . . アフリカ連合 AU のコナレ Alpha Oumar Konare (1946. 2. 2～) 委員長はブリュッセルの NATO と EU を訪問し、スーダンのダルフルに展開している AU の平和維持部隊への後方支援を要請した。NATO と EU は前向きに検討することを約した。
- 118 2005. 6. 9 . . . NATO の国防相理事会は、スーダンのダルフルに展開している AU の平和維持部隊に対して、AU 部隊の空輸や訓練などの後方支援を行うことを決定。NATO がアフリカに関与するのはこれが初めて。
- 119 2005. 9. 9 . . . NATO のデホープスヘッフェル事務総長がアメリカ南部を襲ったハリケーン「カトリーナ」の被災者救援のため、欧州の救援物資をアメリカに搬送すると発表。
- 120 2005. 10. 24 . . . NATO とウクライナの非公式国防相会議がリトアニアの首都ビリニウスで開かれ、ウクライナの NATO 加盟のため、同国の軍改革に NATO が協力することを決めた。同国のグリツエンコ国防相は 2008 年までに NATO に加盟したいと語った。
- 121 2006. 2. 9 . . . ロシアのイワノフ Sergei B. Ivanov (1953. 1. 31～) 首相兼国防相は、ウクライナとグルジア
- 両国が NATO 加盟を目指していることについて、「主権国家の法的権利」として、これを容認する考えを同日付のイタリア誌「スタンプ」で表明した。
- 122 2006. 2. 9～10 . . . イタリア南部のタオルミナで NATO の非公式国防相会議が開かれ、ムハンマド風刺漫画をめぐる反発を強める中東諸国と協議を行い、事態沈静化や再発防止に向けて対話を強化しなければならないとの認識で一致した。
- 123 2006. 4. 15 . . . スーダンのダルフルでの治安維持支援に向け、NATO は要員派遣計画の検討に着手した。NATO の報道官が、「アナン Kofi Atta Annan (1938. 4. 8～) 国連事務総長の要請に基づき、支援提供の選択肢を検討中である」と述べた。
- 124 2006. 4. 27～28 . . . ブルガリアのソフィで NATO の非公式外相理事会が開催され、日本・韓国・オーストラリア・ニュージーランドなどの非加盟諸国との協力関係構築などを協議した。ウクライナの NATO 加盟問題やベラルーシ情勢も話し合われた。
- 125 2006. 5. 22 . . . 住民投票 (2006. 5. 21) の結果、セルビア共和国との国家連合を解消し独立することになったモンテネグロ共和国のジェカノビッチ Milo Djukanovic (1962. 2. 15～) 首相が、記者会見で、独立達成後は早期に EU 及び NATO への加盟交渉に入りたいとの意向を示した。独立宣言は 2006. 6. 3.
- 126 2006. 5. 30 . . . NATO のデホープスヘッフェル事務総長がパリで講演し、アフガニスタンでの平和維持活動が依然 NATO の「最優先課題」であって、活動の成功がアフガン住民及び NATO 双方にとってきわめて重要と語り、NATO 加盟国に対し、アフガン派遣部隊への「政治、軍事面での全面協力」を訴えた。⁽⁸⁾
- 127 2006. 6. 7 . . . ロシア下院がウクライナの NATO 加盟が両国関係に否定的結果をもたらすとウクライナ議会に警告する決議を採択。同決議は、ウクライナの NATO 加盟が 1997 年の両国間の友好協力条約の精神に反すると指摘している。
- 128 2006. 6. 8 . . . NATO 国防相会議はテロが相次いでいるアフガンで任務拡大を計画通り遂行する決意を表明。
- 129 2006. 8. 31 . . . アメリカのブッシュ大統領が対テロ戦争について「反イスラム＝ファシスト戦争」という新たな定義を提示した。これがブッシュ政権の公式の立場である。⁽⁹⁾

以上、「新戦略概念」(1999. 4. 25)以降、2006年9月現在までの NATO の活動を、該当期間の News Week の報道及び時事通信社刊「世界週報 World Affairs Weekly」巻末の“World News”,そして「世界年鑑 2006.WORLD YEARBOOK」そして外務省編「国際機関総覧」を参考にして、やや詳細かつ具体的に紹介した。

(注)

- (5) 「新戦略概念 The Alliance's Strategic Concept」の本文は NATO のウェブ＝サイトから取得できる。See, <http://www.nato.int/docu/pr/1999/p99-065e.htm> その内容解説については、日本外務省のウェブ＝サイトを参照すれば便宜である。See, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/gainen.html> ところで、この一般に使用されている「新戦略概念」という言葉は、

NATO の公式文書では、“The Alliance's Strategic Concept”とされており、この点を捕らえて次のように指摘されている；“今回の「戦略概念」は「新戦略概念」と紹介されている。だが、これは必ずしも正確ではない。すでに 1991 年に NATO は同種の文書を採択したが、それは「新戦略概念」と題されていた。今回のそれは、「新」と銘打たれてはいない。内容に即してそれを、「新戦略概念」と呼ぶのは必ずしも不適切とはいえないが、それならむしろ 91 年版「戦略概念」および 99 年版「戦略概念」

と区別するほうが適切だろう”（佐瀬昌盛「NATO—21世紀からの世界戦略—」文芸春秋刊, 1999, p. 214）。因みに、1991年の「戦略概念」については次を見よ。See, <http://www.nato.int/docu/review/1991/9106-2.htm#x4>

- (6) NATOは国際平和の維持という最大の国際公益を直接または間接的に目的とする地域機関として国連憲章との合憲性が認められているので、その一方的な宣言や声明も加盟国間の合意であると同時に、国際社会に対する義務として一般的拘束力を取得すると考えるべきである。ところで、この対世効 *erga omnes* については、以下に引用するとおり、国際法上の強行法 *jus cogens* の効力として一般に理解されている。“さて、この国際法上の強制規範の執行にとって基本的には重要なのは、この規範に基づく一般的な対世的 *erga omnes* 効力が発生するということである。即ち、この種の規範から義務が発生し、他の国際法主体によるこの義務の不履行は、これに反する条約関係の存在如何にかかわらず、責任追及の根拠になる。1970年2月5日の（バルセロナ＝タクシオン事件）判決で、国際司法裁判所は対世的 *erga omnes* 規範について、“すべての国家がその保護に合法的利益を有する重要な権利の根拠となる”規範と定義した。国際司法裁判所は明示的に、侵略の禁止、集団殺害の禁止、奴隷制や人種差別からの保護を含む基本的人権の尊重の原則を指摘している。それらについては、強行法 *jus cogens* から発生する義務は常に対世的 *erga omnes* 義務である。しかも、対世的 *erga omnes* 義務の根拠となる規範のすべてが強行法規であるわけではないが、すべての強行法 *jus cogens* 規範は対世的 *erga omnes* 義務の根拠になっている。これを具体的に言うと、国家は自らの権利が直接侵害されない場合であっても、一般国際法上の対世的 *erga omnes* 規範の侵犯について侵犯国が制裁されることがあるということである。なぜなら、そうした規範の侵害は国家で構成される国際社会全体及び各個別国家を対象としたものだからである”（Stephan Hobe, Otto Kimminich,

Einführung in das Völkerrecht — 8. Auflage —, UTB, 2004, p. 174)。“より最近の事件では、バルセロナ＝タクシオン事件で国際司法裁判所は、他に比べてより基本的な規範が存在することを承認した。《裁判所の判断では、国家の国際社会全体に対する義務と外交的保護の枠組の中で他国に対して発生する義務との本質的な違いが特に立証されなければならない。その性質自体によって、前者の義務はすべての国家に係る。その権利の重要性の理由がわかれば、すべての国家はその権利が保護せんとする対象に司法的保護を付与すること求められる；そこで論じられている義務は対世的 *erga omnes* 義務である・・・その義務は、例えば、現代国際法において侵略行為やジェノサイドそして基本的人権に関する法がなくても執行され、更に、奴隷制や人種差別から個人を保護するのである—これらに対応する権利や保護は一般国際法の中に統合されているのである・・・；又、一部は、普遍的または準普遍的性格の国際文書によって表明されている》(Rec. § 33)” (Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL — 8e édition —, Pedone, 2004, p. 84)。

- (7) Cf. 拙稿「NATO軍によるユーゴ空爆と国際法」金沢経済大学論集第33巻第3号, 2000, pp. 55～73. NATO組織図については【参考資料 I】を見よ。
- (8) アフガンに展開している NATO軍は NATOが抱える3つの課題を顕在化させたとの指摘がある。その課題とは、1. 軍事介入能力 (NATO軍はまだグローバルな展開を完成していないが、すでに軍事的能力を超えた域外展開をしている) 2. 職務効率 (NATO内部でフランスとアメリカとの対立が存在している) 3. 資金問題 (活動を拡大するたびに加盟国の議会の個別の予算承認措置が要る) である。Cf: <http://mil.qianlong.com/4919/2006/08/25/1040@3385862.htm>
- (9) <http://mil.qianlong.com/4919/2006/09/08/1040@3410443.htm>

【Ⅲ】国際法上の問題点

先に概観した最近の NATO (及び NATO 軍) の動向から明らかになった NATO の事実上、及び、国際法上の問題点を指摘しよう。

1. NATO 軍といっても、加盟国の軍隊であって合同で軍事行動をとる場合、指揮命令系統が統一されておらず、機動的・効率的行動が取れない。アメリカ軍が統一的指揮命令系統の下で機能的・効率的行動をとっているのと対照的である。⁽¹⁰⁾
2. NATO と EU とは密接に意思疎通を図っているとともに、幹部クラスの人事交流が行われており、一体的協調的行動が意識的にとられている。
3. 第2次大戦後の欧州の安全保障理念は、いわば多重保険システムであるといえよう。地域的取極や地域機関を幾重にも積み重ね、1つの条約システムが崩壊しても、他の条約システムが機能し続け、欧州の地域的安定が滅多なことでは全面崩壊しないよう工夫されていることである。これは、第2次大戦 (1939～45) で多大な犠牲者を出し、第3次大戦の回避を絶対的に必要と認識した欧州諸国家の知恵の結晶である。欧州を基盤とする現行の地域的取極や地域機関を思いつくまま挙げても、欧州評議会 Council of Europe (1949～)、欧州連合 Union of Europe (1993～)、欧州安保協力機構 OSCE (1995～)、西欧同盟 Western European Union (1955～)、北大西洋条約機構 NATO (1949～)、経済協力開発機構 OECD

(1961～)などを直ちに列挙できる。NATOはそういう多重保険システムの重要な構成部分である。

4. KFOR や SFOR, そして ISAF など、すでに NATO は国連の PKO 活動に積極的に部隊を提供し貢献している。アフガニスタンは NATO にとって最初の域外活動であって、その成否が今後の NATO の活動に影響を与えると思われる。また、NATO 主導の SFOR が、2002年7月9日、旧ユーゴ国際戦犯法廷の被告ラドバン＝スタンコビッチ (セルビア人・33歳) を逮捕し、司法警察の機能を果たしたことがある。本来、軍事同盟として創設された NATO が司法警察の職務を遂行するとは誰も予想していなかったはずである。こうした NATO の姿を見ると、NATO の存在理由を問い直し、NATO の大転換を求める声が出てきてもおかしくない。⁽¹¹⁾
5. NATO 内部でフランスとアメリカが対立していることは公知の事実となっているが、NATO 加盟国でありながら未だ EU に加盟を認められていないトルコが、EU に対する NATO の協力を拒否する傾向があることにも注意しなければならない。例えば、2000年12月、EU が創設を予定していた緊急対応部隊へ NATO が装備・戦略立案権を供与することをトルコが拒否したことがある。EU と NATO との協調のためにも、トルコの EU 加盟は認められなければならない時期に来ている。
6. 2001年の9・11事件に対して NATO 条約 § 5 の集団的自衛権が NATO 創設以来、始めて適用された。しかし、その適用対象は国家ではなくテロ組織アル＝カイダで

あった。NATO 条約は本来、国家を集团的自衛権の行使主体として、そして行使対象としていたことは疑いようがない。しかし、テロは、非国家主体による非国家主体に対する攻撃であって、対テロ戦争を主導するアメリカとそれを支持する NATO にとって集团的自衛権の拡張解釈は、実質的に国家と国民を守るためのやむをえない選択肢であったといえる。更には、こうしたテロの時代を反映して、9・11 事件を男性による女性に対する攻撃とみなし、ジェンダー論の立場に立脚して、女性一般に集团的自衛権を認めようとする理論も提唱されている。⁽¹²⁾

7. NATO の PKO 活動への参加は受入国との合意に基づいており、必ずしも国連安保理決議に拘束されないとの解釈が採られている。2002 年 6 月 30 日の国連安保理で、アメリカは SFOR 及び UNMIBH の派遣期間延長について拒否権を発動したが、NATO は「SFOR はボスニア当局との合意に基づいており、国連決議に影響されない」との立場を採った。NATO 軍といっても、実体は各加盟国の軍隊であって、指揮命令系統は本来的に統一されていないため、安保理決議の統一的履行が無理なのであろう。
8. EU は 1999 年に緊急対応部隊を創設し、他方、NATO は 2002 年に即応部隊 Response Force を創設し、それぞれ、テロ攻撃などに対応できる体制を確立している。こうした危機に対応する部隊を軍隊の中に特別に養成する制度は、1980 年 10 月創設のアメリカの緊急展開部隊 RDF に起源を持つと見られる。いずれにしても、グローバルな展開を目指していると見られる NATO 軍と EU 域内に活動を限定しようとする EU 軍の役割・活動の具体的分割基準は、慣習法の確立を待つ姿勢がとられている。例えば、2003 年 3 月 31 日、EU が NATO からマケドニアの平和維持活動の指揮権を引き継いだ。これが EU が独自に PKO に参加する最初の事例になった。又、2003 年 8

月 11 日に NATO がアフガンの国際治安支援部隊 ISAF の指揮権を引き継いだ。これが NATO にとって最初の域外任務となった。更には、2005 年 6 月 9 日、NATO の国防相理事会は、スーダンのダルフールに展開している AU の平和維持部隊に対して、AU 部隊の空輸や訓練などの後方支援を行うことを決定したが、NATO がアフリカに関与するのはこれが最初であった。このように、1999 年の「新戦略概念」採択以後の NATO は域内外の集団安保機構として、すでに PKO への参加などを通じて積極的な活動を展開しているが、これに対して、NATO 条約違反または国連憲章違反という批判の声⁽¹³⁾も出ている。この批判を回避するために、変遷 transition の理論が援用される関係にあることを忘れてはならない。その意味では、法の変遷は慣習法と友好関係にあるといっても良いかもしれない。

9. NATO の変質または変遷を最も如実に物語る証拠が、2002 年 11 月 21 日の「プラハ宣言」である。“プラハで開催された北大西洋条約機構 (NATO) 首脳会議は、2001 年 9 月 11 日以降の世界の変貌をまざまざと見せつけた。かつてのワルシャワ条約機構加盟国を初めて開催地とした今回の会議では、旧ソ連諸国の NATO 統合という、冷戦時代には考えられなかった決定がなされた。この会議はまた、アメリカがイラク問題をめぐるドイツやフランスとの対立にもかかわらず、ヨーロッパに対して盟主の地位にあることを再認識させるものでもあった”とジルベール＝アスカールが述べているとおりである。⁽¹³⁾「プラハ宣言」では、地理的制限なく展開できる NATO 即応部隊の創設が表明されたのである。⁽¹⁴⁾ NATO 軍がアメリカの世界戦略の手段として利用される制度的環境が整ったということであろうが、欧州諸国とアメリカの対立の原因が 1 つ増えたとも考えられる。

(注)

- (10) アフガニスタンでの米軍と NATO 軍との戦闘方法の違いが次のように的確に指摘されている：“两个战场的战术风格截然不同，美军利用强大空中优势和地面攻击能力，快速突袭，集中切断塔利班后勤补给线，围堵其行动路线，摧毁其对大城市的攻击能力；派 B-52 型重型战略轰炸机，对塔利班营地进行“地毯式”轰炸，掩护地面部队攻击前进；对塔利班头目藏身的山间岩洞实施“外科手术”，进而摧毁其作战指挥所、弹药库、后勤仓库等。而北约军队则“稳扎稳打、步步为营”。也许是为了“创造奇迹给白宫看看”，一个月来，在南部前线突出部的英军打了几个胜仗，击毙了大约 180 多名塔利班武装分子，自己的阵亡数字仅有 8 人。然而，北约军队由“多国部队”组成，相互间作战配合显然不及美军。英军为了抢头功，在南线孤军深入，弹药奇缺，后勤告急，作为英军左右两翼策应的加军、荷军等友邻部队却驻足观望，停滞不前。至于在东线的美军，则更是“谁家的孩子谁抱”，而德军和荷军的战场指挥官甚至称：“如果再要我们增兵，要看本国国会是否批准，甚至要全民‘公决’”；而远在布鲁塞尔的北约总部对是否增兵支援英军犹豫不决，加拿大反对党领袖甚至煽动加军“不要再为乔治·布什卖命了。””(http://mil.qianlong.com/4919/2006/09/04/1040@3401756.htm) 又、予算面から NATO の非効率が以下のように指摘されている：“8月17日，北约最高司令兼美国驻欧洲部队司令詹姆斯·琼斯出席五角大楼举行的新闻发布会时透露，北约期望11月的里加峰会能最终敲定C-17运输机购进计划。北约准备购进C-17运输机的计划7月份已经初步敲定。但是，

C-17运输机的单价高达2亿美元左右，没有成员国的资助，购买计划是不可能成行的。琼斯说，购买计划宜早不宜迟，因为生产厂商波音公司正准备关闭C-17运输机的生产线。为了促成购买计划尽快落实，北约只提出了一个最低购买计划，即购进8架即可。“无论如何，有总比我们现在一架没有要强。”但是，波音公司宣布，最好能增加国际订单数量，没有五角大楼的新订单，波音公司无法维持生产线的运行。“我们知道，没有一个明确的许诺，我们是不会动工生产。”波音公司发言人里克·山福德说，“究竟什么时候停产，最终决定可能很快就会出来。”有分析家认为，北约需要一批运输机，但是无法克服它固有的团购难题。“北约最近一次团购还是上世纪70年代。”Teal 集团飞机专家理查德·阿布拉菲亚说，“以往的历史表明，北约成员国很难达成统一的财政预算方案。””(http://mil.qianlong.com/4919/2006/08/25/1040@3385862.htm)

- (11) “北约官员希望在11月的里加峰会能就组建一支全面的快速反应部队达成协议，且希望成员国能够积极出资，但问题是，包括美国在内的北约成员国用于防御的预算都不高。北约发言人詹姆斯直言：“欧洲国家用于防御的预算偏低阻碍了我们的改革。”詹姆斯一席话或许道出了北约目前最大的困惑：“现在的问题不再是‘北约存在的目的是什么’，而是‘我们怎样才能更好的发挥它的作用’。这是个大的转变。””(http://mil.qianlong.com/4919/2006/08/25/1040@3385862.htm)
- (12) Catharine A. MacKinnon, Women's September 11th: Rethinking the International Law of Conflict, HARVARD INTERNATIONAL LAW JOURNAL (Winter 2006, Vol. 47, No. 1), pp. 1 ~ 31.

(13) <http://www.diplo.jp/articles03/0301-3.html> 更には、国際政治上の立場の違いを反映して、特に、中国の各方面の反発が強いようである。例えば、中国国際問題研究所所長の楊成緒は次のように言っている；“四月二十五日、NATOは発足五十周年を祝うにあたって、NATOの戦略新概念を打ち出した。それは次の四つの特徴を持つものである。(一) NATOは民主、人権、法治の面で加盟各国が共通の価値観を持つ政治的軍事組織であることが打ち出された。(二) NATOの防御地域が拡大された。独裁と抑圧、人種紛争、大量破壊性兵器拡散、経済の災難化および政治秩序の崩壊などに直面した場合、防御地域以外で行動をとり、つまりすべての問題に干渉しなければならないことが打ち出された。これまでは、NATOを「防衛的」組織と見なしてきたが、これはあまり正しくない。厳格に言えば、それは実際は米ソが覇権を奪い合うことによって生まれたものである。冷戦終結後には、それを強化すべきではない。(三) それは「国連憲章」の要求に基づいて平和的に紛争を解決することに努力すると提唱し、それによって国連を避けて通った。(四) それは「自由意志で参加する」原則を順守する。以上を要約すると、NATOは今後世界で起きるいかなる問題に対していずれも干渉する権利があるということである。イデオロギーの組織として、それは第三次世界大戦の発生のために災いのタネをまいた。世界はいっそう不安定になるだろう”(<http://www.china.org.cn/>

Beijing-Review/Beijing/BeijingReview/Japanese/99Jun/bjr99-23j-1.html)

(14) 「プラハ宣言」本文についてはNATOのウェブサイト (<http://www.nato.int/docu/pr/2002/p02-127e.htm>) から取得できる。【参考資料 II】参照。” NATO即応部隊は、あらゆる地域での脅威に速やかに対処するために加盟各国が任務部隊を編成して常時待機する部隊で、02年に設置が決まり03年から作戦行動に入っています。8日に行なわれたNATO国防相理事会で加盟各国は、即応部隊に作戦立案権を付与し、自己完結性を部隊に保有させることで最終合意しました。2006年11月までに部隊規模を25000名へと倍増させ、これまでの「災害・警備」から、「対テロ作戦、地域紛争」へと主任務の重心を移します。これに伴い、NATOの枠組みは「欧州地域の安保」から「世界的に活動を拡大する」へと大きく変わります。ひとことでは、米軍の海兵隊のようなもので「先遣・上陸部隊」の任を果たすものです。NATOは連合部隊（各国軍が調整して部隊を出し、複数国の軍隊で編成された部隊を司令官が調整指揮する）で作戦に当たりますが、連合部隊は編成・調整に時間がかかるため即応面に欠点があり、この部分を補うこととなります。常時待機する単一国部隊なので、数時間で出動が可能です”(<http://okigunnji.com/011/nato25000.html>)

【IV】 結語

確かにNATOは変わった。之をNATOの変質とか変遷というよりも、もっと明確に大転換といったほうが良いかもしれない。まさに蛇の脱皮を見る思いがする。世界の軍事費の半分を占めるアメリカの軍事的一極化の世界で、NATOが存在理由を示そうとすれば、この国際政治の現実を所与として措定しなければならない。アメリカと対峙する国家が消失し、国際機関やテロ組織といった非国家主体しかアメリカと対決しない時代になった今日、9・11事件に際してNATOがテロ組織とその支援者に対して集団的自衛権を行使したのは、現実主義に立脚した法の運用であったとも言える。

西欧文明のグローバリゼーションが世界各地で地域主義の抵抗を受けている今日、テロはいわば文明の衝突の象徴的現象である。その意味で、NATOの活動がグローバル化するのには必然的帰結であり、日本や韓国の加盟も俎上に載る日があるかもしれない。しかし、キリスト教とギリシア・ローマ文明という精神的紐帯で結びつき、現代のグローバリゼーションを推進している勢力がテロというかたちで地域主義の抵抗を受ける時代はまだ続くと思われる。欧米の軍事同盟であるNATOが之に対処すべく変貌を遂げるのは当然の帰結なのかもしれない。然し、NATOには軍事的能力不足の問題や加盟国間の対立や資金問題など、NATOのグローバリゼーションを阻む課題が多い。テロなどの新しい危機に対応するには、組織改革は今後もNATOにとって不断の課題である。今、NATOに必要なのは、時代の変化に振り回されずに、21世の確固とした展望の下に、自己の存在理由を問い直し、法的正義の実現に再度思いをいたすことである。そうした試行錯誤と実践の中から、NATOの新たな進路が見えてくるはずである。内部そして外部の批判を恐れず、いたずらに活動を拡大・縮小せず、国際社会の公益とそれを反映する強行法（特に武力行使の禁止や人権尊重そして人民の自決権の尊重の原則）を基準として、国際社会の独自の非国家主体 non-state actor の地位を確立することに意を用いなければならない。それが、NATOにとって対テロ戦争に

勝ち残る唯一の道なのではなかろうか？

NATOの拡大、変質、変遷が西欧資本主義のグローバリゼーションを支える軍事的グローバリゼーションの性格をますます強く帯びてきていることは事実であるが、かつてのローマ帝国（BC. 27～AD. 1453）が帝国内に叛乱が相次ぎ、やがて崩壊に至った教訓をアメリカとNATOは忘れてはならない。

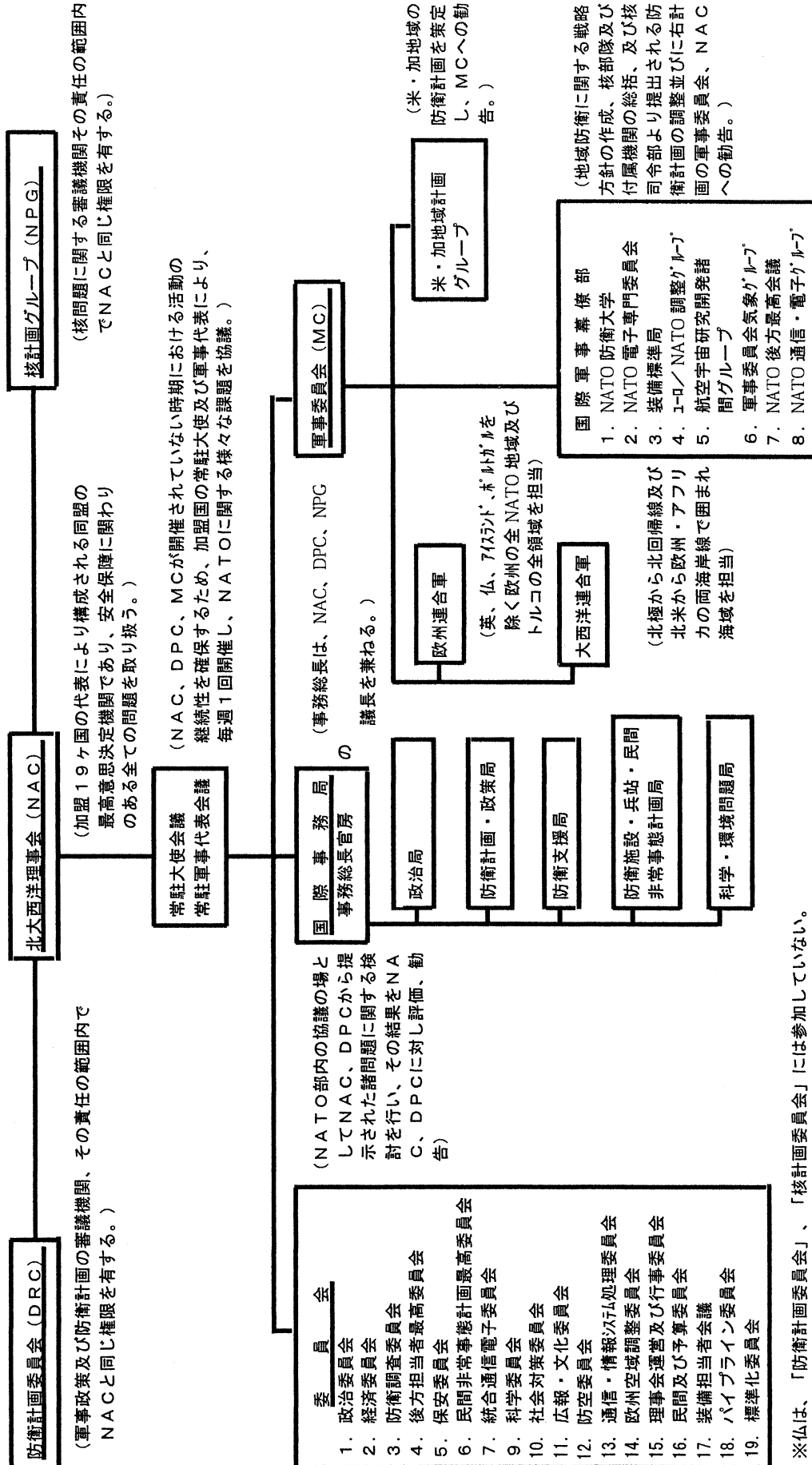
第2次大戦後の欧州の安全保障システムは、形式的には国連憲章を前提として構築されているが、実質的には多重保険システムであって、1つの条約システムが崩壊しても他の同様のシステムが依然として機能し続けるように構築されている。この点が単層型保険システムをとるアジア各国との大きな相違になっている。日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、そして中国は第2次大戦後、日米安保条約（1952～60、1960～）や、米韓相互防衛条約（1953. 10. 1署名、1954. 11. 17発効）など友好国と連携して仮想的国の脅威に対抗する単層型の保険システムを採用してきたが、21世紀においては、欧州型の多層保険システムに移行することも考えなければならない。単層型保険システムは儒教道徳が浸透しているアジア諸国にとって、比較的なじみやすい外交政策であるが、国際法あるいは国際社会の最大の道徳は国際平和の維持である。この最大の国際公益の実現のために、テロなどの新たな脅威を取り除くための安全保障システムが今求められているのである。その時代認識に立脚すると、欧州の多層保険システムの成功は欧州以外の地域の国々にとっても大いに参考とすべきである。日本について言えば、日米安保条約（1952～60、1960～）だけでは日本の安全保障は確保できず、アジア諸国との集団安保条約や、更には、NATOへの加盟も考慮を迫られる時期に入っていると思われる。いずれにしても、国際社会の統合を軍事面から推進する積極的な機能を発揮する正当な発展をNATOに期待し、本稿の結びの言葉としたい。

《References》

1. Martin Doornbos, *Global Forces and State Restructuring*, Palgrave, , 2006.
2. Andrew Johnston, *Hegemony and Culture in the Origins of NATO Nuclear First Use*, Palgrave, 2005.
3. Sten Rynning, *NATO Renewed*, Palgrave, 2006.
4. Elinor C. Sloan, *Security and Defense in the Terrorist Era*, McGill-Queen's U.P., 2006.
5. Stanley R. Sloan, *NATO, the European Union, and the Atlantic Community* (2nd ed.), Rowman, 2005.
6. Martin Smith (ed.), *Where is NATO Going ?*, Routledge, 2005.
7. Peter Katona et.al (ed.), *Countering Terrorism and WMD*, Routledge, 2005.
8. Hall Gardner, *American Global Strategy and the "War on Terrorism"*, Ashgate, 2005.
9. Roy S. Lee (ed.), *Swords into Plowshares*, Nijhoff, 2005.
10. Alexander Orekhelashvili, *Peremptory Norms in International Law*, Oxford, 2006.

【参考資料 I】

北大西洋条約機構 (NATO) 機構図



※仏は、「防衛計画委員会」、「核計画委員会」には参加していない。

(出典：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/kiko.pdf>)

【参考資料 Ⅱ : 「プラハ宣言」 抜粋】

Press
Release
(2002)127

Prague Summit Declaration

21 Nov. 2002

Issued by the Heads of State and Government
participating in the meeting
of the North Atlantic Council in Prague
on 21 November 2002

1. We, the Heads of State and Government of the member countries of the North Atlantic Alliance, met today to enlarge our Alliance and further strengthen NATO to meet the grave new threats and profound security challenges of the 21st century. Bound by our common vision embodied in the Washington Treaty, we commit ourselves to transforming NATO with new members, new capabilities and new relationships with our partners. We are steadfast in our commitment to the transatlantic link; to NATO's fundamental security tasks including collective defence; to our shared democratic values; and to the United Nations Charter.
 2. Today, we have decided to invite Bulgaria, Estonia, Latvia, Lithuania, Romania, Slovakia and Slovenia to begin accession talks to join our Alliance. We congratulate them on this historic occasion, which so fittingly takes place in Prague. The accession of these new members will strengthen security for all in the Euro-Atlantic area, and help achieve our common goal of a Europe whole and free, united in peace and by common values. NATO's door will remain open to European democracies willing and able to assume the responsibilities and obligations of membership, in accordance with Article 10 of the Washington Treaty.
 3. Recalling the tragic events of 11 September 2001 and our subsequent decision to invoke Article 5 of the Washington Treaty, we have approved a comprehensive package of measures, based on NATO's Strategic Concept, to strengthen our ability to meet the challenges to the security of our forces, populations and territory, from wherever they may come. Today's decisions will provide for balanced and effective capabilities within the Alliance so that NATO can better carry out the full range of its missions and respond collectively to those challenges, including the threat posed by terrorism and by the proliferation of weapons of mass destruction and their means of delivery.
- ⋮
18. We express our deep appreciation for the gracious hospitality extended to us by the Government of the Czech Republic.
 19. Our Summit demonstrates that European and North American Allies, already united by history and common values, will remain a community determined and able to defend our territory, populations and forces against all threats and challenges. For over fifty years, NATO has defended peace, democracy and security in the Euro-Atlantic area. The commitments we have undertaken here in Prague will ensure that the Alliance continues to play that vital role into the future.
 1. Turkey recognises the Republic of Macedonia with its constitutional name.

(出典 :<http://www.nato.int/docu/pr/2002/p02-127e.htm>)

